

神奈川県行政書士会職員給与規則

(目 的)

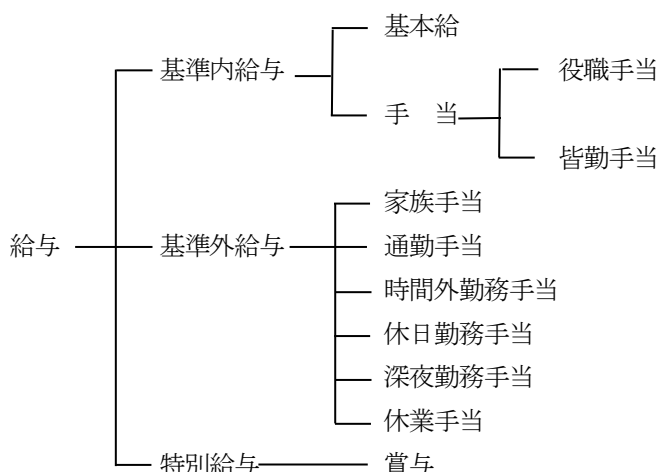
第 1 条 この規則は、神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）職員就業規則第 4 7 条に基づき定めるものであり、本会に勤務する職員の給与に関する基準及び手続きは、この規則の定めるところによる。

(適用者の範囲)

- 第 2 条** この規則は、本会職員就業規則第 4 条の定めにより、本会に採用された職員に適用する。
- 2 期間の定めをして雇用される者については、この規則を適用せず、個別労働契約の定めるところによる。
- 3 55 歳以上で採用された事務局長は、この規則の一部を適用せず、適用しない部分については個別労働契約の定めるところによる。

(給与の種類)

第 3 条 職員の給与体系は、次のとおりとする。



- 2 基準内給与とは、割増手当の基礎となる給与をいう。

(給与の支払い方法)

第 4 条 給与は、全額通貨で直接本人に支給する。ただし、本人の同意又は申出があった場合、本人の指定する金融機関の本人名義の預金口座へ振込み支給する。

(給与よりの控除)

第 5 条 前条の定めにかかわらず、次に掲げるものは、毎月の給与から控除する。

- (1) 法令の定めるもので、本人負担となるもの。
 ① 所得税 ② 住民税 ③ 健康保険料 ④ 厚生年金保険料 ⑤ 雇用保険料
- (2) 給与から控除することについて、職員の過半数を代表する者との間で書面により協定されたもの。
- (3) 貸付金又は立替等の返済額

(給与計算期間及び支給日)

第 6 条 給与計算期間は、前月 21 日から起算し、当月 20 日に締切り、当月 25 日に支給する（以下この規則で単に月とはこの給与計算期間をいい、月額とはこの期間内の給与額をいう。）。ただし、給与日が休日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給する。

(給与支払い制度)

第 7 条 職員の給与は月給制とし、次に掲げる不就労を除き、定められた給与を支給する。

- (1) 職員就業規則第 33 条による休職の期間
 - (2) 同 則 第 29 条第 1 項第 6 号による産前、産後の休暇期間
 - (3) 同 則 第 29 条第 1 項第 7 号による生理休暇の期間
- 2 給与計算期間の中途において、採用、休職、復職、退職又は解雇されたときは、特に定めるもののほか、日割り計算により支給する。
- 3 日割り計算とは、月額基準内給与の合計額を月平均所定勤務日数で除して計算し、月の出勤日数に応じて支給するものとする。
- 4 月平均所定勤務日数とは、年間所定総勤務日数の 12 分の 1 の日数とする。

(端数処理)

第 8 条 日割り計算、時間割計算、時間外勤務手当等の算出に当たり、10 円未満の端数が生じたときは、その端数を 10 円に切り上げて計算する。

- 2 時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務等を算出する場合、給与計算期間中の勤務時間を合計し、それぞれに 1 時間未満の端数が生じたときは、30 分未満はこれを切り捨て、30 分以上はこれを 1 時間として計算する。

(時間外勤務等の算定基礎額)

第 9 条 時間外勤務、休日勤務、深夜勤務の 1 時間当たり算定基礎額は、1 給与計算期間内における基準内給与の合計額を月平均所定勤務時間で除した額とする。

- 2 月平均所定勤務時間とは、月平均所定勤務日数に 1 日の所定勤務時間を乗じた時間とする。

(退職・死亡に伴う給与支払)

第 10 条 職員が退職又は死亡したときは、当該職員又は遺族より請求があった日から 7 日以内に既往の勤務に対する給与を支払う。

(遺族の範囲及び順位)

第 11 条 前条の遺族への支払は、労働基準法施行規則第 42 条乃至第 45 条の遺族補償を受けるべき者に関する規則に準じてこれを行う。

(基本給)

第 12 条 基本給は、所定勤務時間における基本となる給与である。

- 2 基本給は、職員の職務の複雑、困難及び責任の度合い、その他学歴、経験、勤続、勤務成績等を考慮し、別表 1 の給与表に基づき支給する。

(役職手当)

第 13 条 事務局長に対しては、月額 40,000 円を支給し、時間外、休日勤務手当は支給しない。

(皆勤手当)

第 14 条 1 箇月を皆勤した者に対し、月額 5,000 円を支給する。

- 2 皆勤手当の計算は、次の通りとする。
- (1) 遅刻又は早退の合計が 3 回をもって欠勤 1 日とみなす。
 - (2) 次の不就労日は出勤とみなす。
 - ① 年次有給休暇の取得日
 - ② 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した日
 - ③ 許可を得た公民権行使の時間、その他本会が特に指定した休業日
 - ④ 職員就業規則第 29 条第 1 項第 1 号乃至第 7 号の期間内で特別休暇を取得した日

(家族手当)

第15条 家族手当は、扶養家族を有する職員に支給する。

2 扶養家族とは、職員の収入により主たる生計を維持し、職員と同居する次の者をいう。

(1) 配偶者（税法上の非課税対象者とし、内縁関係にある者を含む。）

支給額 月額 12,000円

(2) 満18歳未満の子（ただし第3子までとする。）

支給額 1子につき 月額 4,000円

(家族手当の計算)

第16条 家族手当は、届出のあった日の属する月から資格喪失の日に属する月まで支給する。ただし、1箇月の所定勤務日を15日以上勤務しない場合は、当該月の手当は支給しない。

2 職員就業規則第33条の規定による休職中の者については、休職となった日の属する月から復職した日の属する月の直前の月まで手当は支給しない。

3 手当の支給を申請する者は、本会が指定する証明資料（住民票、所得証明書等）を添えて所定用紙により申請するものとする。

(通勤手当)

第17条 交通機関（電車、バス）を利用して通勤する者に対しては、通勤に要する定期券購入費に相当する金額を支給する。

2 前項の金額は、非課税限度額の範囲とする。

(時間外勤務手当)

第18条 所定勤務時間を超えて勤務を命じられ、その勤務に従事した者に対しては、次の計算に基づく時間外勤務手当を支給する。

算定基礎額÷月平均所定勤務時間×1.25×時間外勤務時間数

(休日勤務手当)

第19条 所定休日に勤務を命じられ、その勤務に従事した者に対しては、次の計算に基づく休日勤務手当を支給する。ただし、振替休日を与えた場合は支給しない。

(1) 職員就業規則第19条第1号に定める法定休日出勤

算定基礎額÷月平均所定勤務時間×1.35×時間外勤務時間数

(2) 上記休日以外の休日出勤

算定基礎額÷月平均所定勤務時間×1.25×時間外勤務時間数

(深夜勤務手当)

第20条 時間外勤務又は休日出勤が深夜勤務（午後10時から翌朝午前5時までの間）に及んだ場合は、次の計算に基づく深夜勤務手当を支給する。

算定基礎額÷月平均所定勤務時間×（法定休日1.6・法定休日以外1.5）×深夜勤務時間数

(休業手当)

第21条 本会の責任により職員を休業させた場合には、休業手当として1日について平均給与の100分の60を支給する。

(格付)

第22条 職員は、別表1の給与表に示すいずれかの等級に格付けされる。

2 この規則にいう等級とは、職務内容の難易度、責任度及び職務遂行能力の発展段階に対応した呼称であり、人事評価の結果を受けて格付けする。

(昇 格)

第23条 昇格とは、職員を上位の等級に任用することをいう。

- 2 昇格は、人事評価の結果を基礎として、職員が神奈川県行政書士会人事評価システムに定める職の性質に照らして、その職責を果たす能力を有すると会長が判断した場合に、上位の等級に昇格する。

(初 任 給)

第24条 新たに採用された者の初任給は、学歴、経験、技能及び他の職員との均衡、社会一般情勢等を勘案して、別表1の給与表により等級格付及び号級を決定する。

(昇 給)

第25条 定期昇給は、人事評価の結果を受け、それを相当とする職員を対象に、原則として毎年4月1日付で行う。ただし、4月2日以降の採用者については、6箇月以上継続勤務した者について行う。

- 2 定期昇給の勤続期間の計算は、前4月1日から当年3月末日までの間を計算する。
- 3 第1項の規定により昇給させる場合の昇給の号給数は、人事評価の結果を受け、会長がその結果を適正と認めた場合に神奈川県行政書士会人事評価システムに定めた基準に従って決定するものとする。ただし、人事評価を受けていない職員は、昇給を行わない。
- 4 次の各号の一に該当するものについては、昇給を保留することがある。

- (1) 満60歳に達した者
- (2) 3月末日以前1箇年間（採用後1箇年に満たない者については採用後の期間）に休業5日を超えた者。ただし、休業日数には第14条第2項(2)に規定する日数は算入しない。
- (3) 著しく技能が低い者又は著しく勤務成績若しくは素行が不良な者
- (4) 就業規則及び関連する諸規程の禁止・制限事項に抵触し制裁を受けた者

(臨時昇給)

第26条 臨時昇給は、次の各号に該当し、臨時に昇給の必要があると認めた場合に行う。

- (1) 復職の場合において、他の同等の職員に比し著しく昇給が遅れている者があり、この調整が必要と認められたとき。
- (2) 社会情勢により臨時に昇給の必要があると認められたとき。

(賞与支給日)

第27条 賞与は原則として上期を6月15日、下期を12月15日に支給する。ただし、支給日が休日に当たる場合はその前日に支給する。

(賞与の算定期間)

第28条 賞与の算定期間は次のとおりである。

- (1) 上期賞与 前年12月1日から当年5月31日まで
- (2) 下期賞与 当年6月1日から11月30日まで

(賞与支給の対象者)

第29条 賞与支給対象者は、前条の算定期間を勤務し、かつ賞与支給日に在籍する職員に支給する。

(新規採用職員の取扱い)

第30条 採用後1年に満たない職員については、次の割合を基本給に乗じた額に支給率を乗じて支給する。

6箇月以上1年未満	60%
5箇月以上6箇月未満	40%
3箇月以上5箇月未満	30%
3箇月未満	10%

(賞与の算定)

第31条 賞与の計算対象は基本給とする。

- 2 賞与は、当該算定期間における職員の勤務成績及び出勤率を考慮して支給する。

(賞与額の決定)

第32条 賞与額については、本会の財政状況を勘案してその都度決定する。

(賞与の不支給)

第33条 算定期間において勤務した日数が所定勤務日数の60%に満たない場合は、賞与を支給しない。

(給与決定の手続き)

第34条 一般職員の給与に関しては、事務局長の内申に基づき、総務部長が意見を付して会長に申請し、会長がこれを決定し、理事会に報告する。

- 2 事務局長の給与に関しては、総務部長の内申に基づき、会長がこれを決定し、理事会に報告する。
- 3 会長は、制度的変更を含め、職員の給与を定める場合、総務部長に資料の提出若しくは意見を求め、又は特別委員会を設置し、その答申を求めることができる。

(慶弔見舞金)

第35条 職員の慶弔見舞金については、本会会員の福利厚生に準じ、会長が定める。

(旅 費)

第36条 職員が本会の命により会務のため出張したときは、旅費の実費を支給する。

附 則

- 1 平成元年12月2日から施行されている給与規則は平成6年3月31日をもって廃止する。
- 2 平成6年4月1日からこの給与規則を施行する。

附 則

この規則の施行日は、平成8年3月4日とし、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年12月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 経過措置（調整手当の支給）
 - (1) この経過措置は、施行日前に本会に採用され時間の経過を置くことなく施行日に勤務する職員に対し、退職するまでの間適用する。

- (2) 旧規則第12条第2項に基づき算出される基本給月額より、改正第12条第1項及び第2項に基づき算出される施行日現在における基本給月額を控除した金額を、調整手当として職員ごとに算出し月ごとに支給する。ただし、旧規則第12条第2項に基づき算出される基本給月額を、改正第12条第1項及び第2項に基づき算出される基本給月額を超える場合は、調整手当を支給しない。
- (3) 施行日現在において旧規則第13条第1項・第2項による役職手当並びに旧規則第14条による皆勤手当の支給対象とならない者については、前号より算出される基本給月額の差額により月額10,000円を控除した金額を調整手当として支給する。
- (4) 施行日現在において旧規則第14条による皆勤手当の支給対象となる者については、第2号により算出される基本給月額の差額より月額5,000円を控除した金額を調整手当として支給する。

附 則

この規則は、平成20年11月14日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月14日から施行する。
- 2 経過措置（調整手当の支給）を削除する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日に遡及して施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日に遡及して施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日に遡及して施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日に遡及して施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日に遡及して施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日に遡及して施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日に遡及して施行する。

別表 1

神奈川県行政書士会職員給与表(R05.04.01施行)

職名	主事	主任主事	グループリーダー・主査	事務局次長	事務局長
等級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	168,820	202,620	222,920	246,970	295,110
2	169,830	204,130	224,040	247,870	297,130
3	170,860	205,650	225,140	248,780	299,070
4	171,770	207,180	226,260	249,700	301,090
5	172,780	208,590	227,370	250,600	303,110
6	174,090	210,210	228,700	251,730	304,450
7	175,410	211,540	230,010	252,840	306,270
8	176,530	213,260	231,330	253,950	307,900
9	177,850	214,780	232,650	255,060	309,220
10	179,160	216,410	234,170	256,380	310,640
11	180,580	217,920	235,690	257,700	312,980
12	181,890	219,540	237,200	259,020	314,910
13	183,010	220,870	238,730	260,330	317,040
14	184,630	222,380	240,450	261,860	319,170
15	186,060	223,800	242,070	263,370	321,200
16	187,480	225,140	243,690	264,890	323,230
17	189,100	226,560	245,110	266,420	325,460
18	190,330	227,870	246,740	268,130	327,590
19	191,840	229,200	248,360	269,850	329,820
20	193,260	230,520	250,080	271,580	332,150
21	194,690	231,930	251,700	273,200	334,080
22	196,520	233,360	253,230	274,520	336,410
23	198,440	234,880	255,050	276,250	338,640
24	200,370	236,390	256,770	277,780	340,870
25	202,190	237,830	258,600	279,400	343,200
26	203,720	239,350	260,230	281,220	345,530
27	205,350	240,960	261,760	283,050	347,850
28	206,970	242,590	263,270	284,880	349,880
29	208,590	243,910	264,890	286,500	352,210
30	210,110	245,730	266,130	288,330	354,350
31	211,540	247,360	267,450	290,160	356,570
32	213,160	248,880	269,180	291,970	358,710
33	214,680	250,300	270,990	293,200	360,930
34	216,210	251,730	272,520	294,930	363,050
35	217,620	253,250	273,750	296,450	365,090
36	218,740	254,570	275,360	297,680	366,910
37	220,070	255,600	276,980	298,900	368,950
38	221,380	257,320	278,510	300,630	371,060
39	222,300	258,840	280,230	302,350	373,100
40	223,420	260,070	281,240	303,970	375,120
41	224,440	261,290	282,580	305,500	377,140
42	225,460	262,820	284,200	307,320	379,180
43	226,770	264,530	285,710	308,940	381,100
44	228,100	265,750	286,240	310,370	383,130
45	229,120	267,180	287,460	312,080	385,050
46	230,430	268,690	288,870	313,500	387,070
47	231,750	269,720	290,300	315,130	389,000
48	232,870	270,750	291,520	316,640	390,930
49	233,990	272,060	293,030	318,170	392,860
50	235,110	273,580	294,350	319,700	394,570
51	236,230	274,400	295,680	321,010	396,290

職名	主事	主任主事	グループリーダー・主査	事務局次長	事務局長
等級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
52	237,150	275,820	297,190	322,430	398,030
53	238,070	277,040	298,410	323,950	399,740
54	238,890	278,360	299,830	325,370	401,460
55	240,110	279,880	301,250	326,890	403,190
56	240,820	281,200	302,670	328,200	404,810
57	242,140	282,620	304,090	329,730	406,520
58	242,870	283,640	305,210	331,250	408,250
59	244,180	285,160	306,620	332,660	409,880
60	244,800	286,570	307,840	334,190	411,590
61	245,720	288,000	309,160	335,710	413,220
62	246,640	289,310	310,380	337,220	414,840
63	247,660	290,630	311,800	338,550	416,450
64	248,780	291,950	313,110	340,060	417,980
65	250,000	293,170	314,540	341,380	419,600
66	251,420	294,490	315,850	342,800	421,110
67	252,830	295,800	317,160	344,220	422,530
68	254,260	297,220	318,380	345,640	424,060
69	255,670	298,550	319,700	346,850	425,470
70	256,990	299,850	320,920	348,160	426,890
71	258,410	301,070	322,230	349,480	428,310
72	259,730	302,380	323,460	350,800	429,630
73	261,050	303,610	324,670	352,010	431,040
74	262,460	304,920	325,790	353,340	433,890
75	263,780	306,340	326,890	354,450	436,620
76	265,190	307,660	328,020	355,770	439,450
77	266,510	308,980	329,030	356,790	442,180
78	267,820	310,280	329,930	358,000	443,510
79	269,150	311,500	330,850	359,220	444,720
80	270,460	312,820	331,860	360,430	446,040
81	271,780	314,040	332,890	361,550	447,250
82	273,000	315,250	333,690	362,770	448,580
83	274,110	316,570	334,600	363,980	449,780
84	275,320	317,780	335,410	364,990	451,000
85	276,440	319,000	336,320	366,210	452,210
86	277,550	320,010	337,120	367,320	453,540
87	278,780	321,030	337,850	368,540	454,750
88	279,880	321,930	338,660	369,550	456,070
89	281,000	322,960	339,460	370,660	457,280
90	282,010	323,660	340,280	371,680	458,500
91	283,120	324,470	341,080	372,800	459,810
92	284,140	325,180	341,890	373,810	461,030
93	285,160	325,890	342,710	374,820	462,240
94	286,060	326,490	343,420	375,740	463,470
95	286,970	327,200	344,220	376,740	464,570
96	287,890	327,820	344,940	377,660	465,790
97	288,800	328,430	345,640	378,570	466,900
98	289,510	329,130	346,350	379,480	468,130
99	290,120	329,840	347,160	380,390	469,340
100	290,830	330,450	347,880	381,200	470,450
101	291,430	331,150	348,580	382,110	471,660
102	292,030	331,760	349,300	382,820	472,890
103	292,650	332,270	350,000	383,540	474,000
104	293,150	332,890	350,710	384,140	475,220

職名	主事	主任主事	グループリーダー・主査	事務局次長	事務局長
等級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
105	293,770	333,390	351,410	384,850	476,320
106	294,370	333,990	352,130	385,560	477,540
107	294,880	334,500	352,740	386,270	478,660
108	295,490	335,110	353,450	386,970	479,880
109	295,990	335,620	354,060	387,690	480,980
110	296,390	336,120	354,660	388,400	481,900
111	296,800	336,620	355,270	389,110	482,820
112	297,210	337,140	355,770	389,810	483,720
113	297,610	337,650	356,370	390,530	484,640
114	298,010	338,150	356,990	391,230	485,650
115	298,430	338,660	357,600	391,930	486,550
116	298,830	339,160	358,110	392,660	487,470
117	299,230	339,670	358,710	393,360	488,380
118	299,750	340,180	359,320	394,070	489,300
119	300,150	340,680	359,830	394,770	490,210
120	300,650	341,180	360,430	395,490	491,110
121	301,060	341,690	360,940	396,190	492,030
122	301,460	342,200	361,550	396,900	492,950
123	301,860	342,710	362,050	397,620	493,850
124	302,270	343,220	362,670	398,330	494,770
125	302,680	343,720	363,170	399,030	495,670
126	303,080	344,220	363,680	399,740	496,490
127	303,490	344,740	364,190	400,450	497,290
128	303,890	345,240	364,690	401,160	498,110
129	304,300	345,740	365,190	401,860	498,930
130	304,710	346,250	365,700	402,580	499,730
131	305,110	346,760	366,210	403,290	500,540
132	305,520	347,260	366,710	404,000	501,350
133	305,920	347,780	367,220	404,710	502,160
134	306,320	348,280	367,730	405,420	502,970
135	306,720	348,780	368,130	406,120	503,790
136	307,140	349,300	368,650	406,830	504,590
137	307,540	349,800	369,050	407,540	505,400
138	307,940	350,300	369,550	408,250	506,210
139	308,340	350,810	369,960	408,960	507,020
140	308,760	351,310	370,460	409,670	507,840
141	309,170	351,820	370,870	410,380	508,650
142	309,570	352,330	371,480	411,080	509,460
143	309,980	352,840	372,080	411,790	510,260
144	310,380	353,340	372,690	412,500	511,080
145	310,780	353,850	373,310	413,220	511,880
146	311,180	354,360	373,910	413,920	512,690
147	311,600	354,860	374,520	414,640	513,510
148	312,000	355,370	375,120	415,340	514,320
149	312,400	355,870	375,740	416,050	515,130
150	312,800	356,370	376,340	416,760	515,940
151	313,210	356,890	376,940	417,470	516,750
152	313,620	357,390	377,550	418,180	517,550
153	314,030	357,910	378,170	418,890	518,380
154	314,440	358,410	378,780	419,600	519,180
155	314,840	358,920	379,380	420,310	519,990
156	315,240	359,430	379,980	421,010	520,800
157	315,640	359,930	380,600	421,730	521,610

職名	主事	主任主事	グループリーダー・主査	事務局次長	事務局長
等級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
158	316,050	360,430	381,200	422,430	522,410
159	316,460	360,940	381,810	423,150	523,240
160	316,860	361,450	382,410	423,850	524,050
161	317,260	361,950	383,030	424,560	524,850
162	317,670	362,460	383,640	425,270	525,670
163	318,070	362,970	384,240	425,970	526,470
164	318,480	363,470	384,850	426,690	527,280
165	318,900	363,990	385,460	427,390	528,100
166	319,300	364,490	386,070	428,110	528,910
167	319,700	364,990	386,670	428,820	529,710
168	320,100	365,500	387,270	429,530	530,530
169	320,510	366,000	387,900	430,230	531,330
170	320,910	366,510	388,500	430,940	532,140
171	321,320	367,020	389,110	431,650	532,970
172	321,720	367,520	389,710	432,360	533,770
173	322,130	368,030	390,320	433,070	534,580
174	322,530	368,550	390,930	433,790	535,390
175	322,930	369,050	391,530	434,490	536,200
176	323,340	369,550	392,140	435,200	537,000
177	323,760	370,060	392,760	435,900	537,820
178	324,160	370,560	393,360	436,620	538,630
179	324,560	371,070	393,970	437,320	539,440
180	324,970	371,580	394,570	438,040	540,250
181	325,370	372,080	395,190	438,750	541,060
182	325,770	372,590	395,790	439,450	541,870
183	326,180	373,100	396,390	440,160	542,680
184	326,590	373,610	397,000	440,870	543,500
185	326,990	374,110	397,620	441,580	544,300
186	327,390	374,620	398,230	442,280	545,120
187	327,800	375,120	398,830	443,000	545,920
188	328,200	375,620	399,440	443,710	546,730
189	328,620	376,140	400,050	444,420	547,540
190	329,020	376,640	400,650	445,120	548,360
191	329,430	377,150	401,260	445,840	549,160
192	329,830	377,660	401,860	446,540	549,980
193	330,230	378,170	402,480	447,250	550,790
194	330,630	378,680	403,090	447,960	551,590
195	331,050	379,180	403,690	448,680	552,410
196	331,450	379,680	404,300	449,380	553,220
197	331,850	380,190	404,910	450,090	554,030
198	332,260	380,700	405,520	450,800	554,840
199	332,660	381,200	406,120	451,510	555,650
200	333,060	381,710	406,720	452,210	556,450
201	333,480	382,210	407,340	452,940	557,270
202	333,890	382,720	407,950	453,640	558,080
203	334,290	383,240	408,560	454,350	558,890
204	334,690	383,740	409,160	455,050	559,710
205	335,090	384,240	409,770	455,760	560,510
206	335,500	384,750	410,380	456,470	561,320
207	335,910	385,250	410,980	457,170	562,130
208	336,310	385,760	411,590	457,900	562,950
209	336,720	386,270	412,200	458,600	563,750
210	337,120	386,770	412,820	459,310	564,570